

裁判官制度(任命関係)法令

日本国憲法(抄)(昭和二十一年十一月三日憲法)

第六条

(略)

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七十六条

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 (略)

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十八条

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

裁判所法(抄)(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)

(裁判官)

第五条

(略)

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

(最高裁判所の裁判官の任免)

第三十九条

最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

2 最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

3 最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

(下級裁判所の裁判官の任免)

第四十条

高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

2 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

3 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

(最高裁判所の裁判官の任命資格)

第四十一条

最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

- 一 高等裁判所長官
- 二 判事
- 三 簡易裁判所判事
- 四 検察官
- 五 弁護士
- 六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教授

2 五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所書記官研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

3 前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

4 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

(高等裁判所長官及び判事の任命資格)

第四十二条

高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 簡易裁判所判事
- 三 検察官
- 四 弁護士
- 五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官
- 六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

2 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

4 三年以上前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

(判事補の任命資格)

第四十三条

判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

(簡易裁判所判事の任命資格)

第四十四条

簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 検察官
- 三 弁護士
- 四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所書記官研修所教官、法務事務官又は法務教官
- 五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

2 前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

3 司法修習生の修習を終えないで検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

(簡易裁判所判事の選考任命)

第四十五条

多年司法事務にたずさわりの、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前条第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。

2 簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

(任命の欠格事由)

第四十六条

他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

(補職)

第四十七条

下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

(身分の保障)

第四十八条

裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

(懲戒)

第四十九条

裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

(定年)

第五十条

最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する。

(報酬)

第五十一条

裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

(政治運動等の禁止)

第五十二条

裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(採用)

第六十六条

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 (略)

(修習・試験)

第六十七条

司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。(注)

2 (略)

3 (略)

(注) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)により、「一年六月間」を「一年間」と改正(平成18年4月1日施行)

附則

(略)

司法修習生に関する規則(抄)(昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号)

第十条

実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の概要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十二条

裁判所法第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会(以下「委員会」という。)を常置する。

2 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

3 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

4 委員会に書記を置く。

第十二条の二

最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

2 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第十三条

司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、第十条により最高裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四条

委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第十五条

考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条

委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。